

令和7年度における指定管理者の指定の手続に関する方針

現に指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者の指定の期間が令和8年3月31日で満了する公の施設のうち17施設につきまして、次のとおり令和7年度における指定管理者の指定の手続の方針を決定しました。
この方針に従い、必要な手続を進め、令和7年度中に指定の議案を市議会に提出する予定です。

1 指定管理者を公募して指定する方針の公の施設（1施設）

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	今後の方針	指定の期間（予定）	所管課
			今後の方針		
七条コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	七条地区自治連合会	公募による指定管理者の指定の手続を実施	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課

2 指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設（16施設）

- 管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節①参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間（予定）	所管課
				左の団体に申請を求める理由		
男女共同参画センター	指定管理者制度	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	令和5年4月に男女共同参画センターが生涯学習センターに移転し、生涯学習センターを管理している当該団体を指定管理者として一括管理することで、効率的な運営を行ってきた。令和8年度からも、効率的な事業実施を継続的に行うために当該団体に管理運営を行わせることが必要であるため。	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日 (3年間)	市民部 共生社会推進課

- 地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	申請を求める団体の名称	左の団体に申請を求める理由	指定の期間（予定）	所管課
				左の団体に申請を求める理由		
梅の郷月ヶ瀬温泉、月ヶ瀬温泉ふれあい市場、月ヶ瀬梅の資料館、ロマンティア月ヶ瀬、月ヶ瀬農産物加工施設、湖畔の里‘つきがせ’	指定管理者制度	月ヶ瀬地域振興協議会	月ヶ瀬地域振興協議会	月ヶ瀬地域における将来のまちづくりや地域の振興を目的に各種団体等の代表者で発足した団体である当該団体は、地域の活動団体と密接に関係しており、施設の設置目的の達成及び当該6施設の一括管理を円滑に進め、包括的な施設運営を行うことができるため。	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日 (3年間)	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
コミュニティスポーツ施設						
南紀寺コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	南紀寺町五丁目第一自治会	南紀寺町五丁目第一自治会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
ならやまコミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	平城ニュータウンスポーツ協会	平城ニュータウンスポーツ協会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
東市コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	東市地区自治連合会	東市地区自治連合会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
邑地コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	邑地町自治会	邑地町自治会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
高の原コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	平城ニュータウンスポーツ協会	平城ニュータウンスポーツ協会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
狭川コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	狭川地区自治連合会	狭川地区自治連合会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課

田原コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	田原地区自治連合会	田原地区自治連合会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
八条コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	八条第二自治会	八条第二自治会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課
右京コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	右京地区自治連合会	右京地区自治連合会	コミュニティスポーツ施設は、市民の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりを目的として設置された施設である。地域に根ざした施設であるため地域の団体に管理してもらうことは、市民の行政への参画や協働を促し、市民による自治につながると考える。また、緊急時等にも迅速な対応が可能であり、現在の指定管理期間中も管理を支障なく行っているため左記の団体に申請を求めるのが妥当である。	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	市民部 スポーツ振興課